

協議第62号

豊後大野市の事務所について

豊後大野市の事務所について、別紙のとおり承認を求める。

平成17年2月22日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

豊後大野市の事務所について

新市誕生後、行政関係者、住民代表、識見者等で構成する「豊後大野市本庁舎建設検討委員会（仮称）」を速やかに設置し、新市の象徴である本庁舎の早期完成を図るため、下記の(1)～(3)の課題を踏まえた総合的な検討を行う。

（ 新庁舎の建設検討に向けての課題整理 ）

(1) 法律上の課題

地方自治法第4条第2項において、事務所の設置又は変更にあたっては、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされている。よって、住民の利便性を考慮した交通事情を最優先に考慮すべきである。

(2) 財政上の課題

新市事務所の建設は、新市における優先的な課題として早期に着手すべきであることは言うまでもない。ただし、新市の行財政基盤の確立を図るためにも、本庁舎建設と言えども質素・儉約に努めるべきである。

そのため、事務・事業の見直し、職員の適正化等、行財政改革の積極的な推進を図り、とりわけ財政状況を勘案した上で、建設の場所・規模等を検討・決定すべきである。

(3) まちづくり施策上の課題

新市事務所は、その周辺に大きな経済効果をもたらすとともに、情報の集積及び発信拠点としての機能もあり、新市の象徴であることは言うまでもない。

そのため、本庁舎の位置については、新市のまちづくりと結合させて検討すべきである。

協議第63号

合併協定項目内容の変更について

合併協定項目内容の変更（「協定項目第8号 地方税の取扱い」）について、別紙のとおり承認を求める。

平成17年2月22日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

合併協定項目内容の変更について

1. 変更を要する協定項目 協定項目第8号「地方税の取扱いについて」

〔変更前〕

(16) 納税通知の方法(個人町村民税・固定資産税・軽自動車税)については、新市において自治会長(仮称)の公務として行う。

〔変更後〕

(16) 納税通知の方法(個人町村民税・固定資産税・軽自動車税)については、新市において郵送で行う。

2. 変更理由

国民健康保険税、介護保険料の納税通知書は郵送となっていることから、整合性を図るため、行政連絡員の業務から納税通知書の配布を除外することとした。